

鋸南町告示第19号

鋸南町イメージキャラクター使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鋸南町イメージキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクター)

第2条 キャラクターは、「みかえりちゃん」、「よりともくん」、「しんべえくん」、「さくらちゃん」及び「デーデッポくん」とする。

(使用料)

第3条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用の申請)

第4条 キャラクターのデザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、鋸南町イメージキャラクター使用承認申請書（別記第1号様式）に必要書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、町長の承認を要しないものとする。

- (1) 町職員が業務に関し使用するとき。
- (2) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業に関し使用するとき。
- (3) 学校等の教育機関が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) 町が後援するイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物の作成に使用するとき。
- (6) 著作権法（昭和45年法律第48号）第30条第1項に規定する私的使用の範囲内において使用するとき。
- (7) その他町長が適当と認めるとき。

(使用の承認)

第5条 町長は、前条第1項の規定による使用の申請があったときは、その内容を審査し、速やかにその可否を決定し、鋸南町イメージキャラクター使用承認・不承認通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 申請に係る使用の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、使用は承認しない。

- (1) 町の信用や品位を傷つけるおそれのあるとき。
- (2) キャラクターのイメージを損なうおそれのあるとき。
- (3) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援するものであるとき、若しくはこれらを支援又

は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

(5) 自己の信用を高めるために使用するおそれのあるとき。

(6) その他町長が不相当と認めるとき。

(キャラクターの使用期間)

第6条 キャラクターの使用期間は、使用を許可した日から1年以内とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) パンフレット等その他の印刷物を作製し1年を超える期間、使用するとき。

(2) 商品の開発を行い、1年を超える期間、販売するとき。

(3) その他1年以内の使用期間を設けることが困難であると認められるとき。

(承認内容の変更)

第7条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、鋸南町イメージキャラクター使用変更承認申請書（別記第3号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 町長は、前条第1項の規定による使用の申請があったときは、その内容を審査し、速やかにその可否を決定し、鋸南町イメージキャラクター使用変更承認・不承認通知書（別記第4号様式）により、使用者に通知するものとする。

(使用の遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認を受けた内容により使用すること。

(2) 承認を受けた使用承認は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 承認にかかる使用物等の完成品は、速やかに町長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるときは、その完成品の確認ができるものをもって代えることができる。

(4) 使用者は、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録又は著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(使用承認の取消し等)

第9条 町長は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

(1) 第5条第2項各号のいずれかに該当すると認めたとき。

(2) 第8条各号の遵守事項を遵守しないとき。

2 町長は、次の各号に該当すると認めるときは、キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

(1) 前項による申入れに対し、是正される見込みがないと認めるとき。

(2) 前項の規定にかかわらず、重大又は悪質な違反で使用承認を取り消す必要があると認

めるとき。

3 町長は、前項の規定により使用承認を取り消すときは、鋸南町イメージキャラクター使用承認取消通知書（別記第5号様式）により、使用者に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（責任の制限）

第10条 使用者が、キャラクターの使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、町は責任の一切を負わないものとする。

（損害賠償）

第11条 使用者は、キャラクターの使用に起因する問題により本町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。